

準特定地域の指定基準

以下の（１）又は（２）のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定する。

（１）人口 10 万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 日車実車キロ又は日車営収が、平成 13 年度と比較して減少していること。
- ② 前 5 年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③ 前 5 年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

（２）人口 10 万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

- ① 人口が概ね 5 万人以上の都市を含むこと。
- ② (イ)から(ハ)までのいずれかに該当すること。
 - (イ) 日車実車キロ又は日車営収が、平成 13 年度と比較して 10%以上下回っていること。
 - (ロ) 前 5 年間の事故件数が毎年度増加していること。
 - (ハ) 前 5 年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
- ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。